

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産
 - 平成19年3月31日以前に取得したもの一旧定額法
 - 平成19年4月1日以降に取得したもの一定額法
 - ・無形固定資産一一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・賞与引当金
 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積もり計上している。
- (4) 消費税等の会計処理
 - ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当無し

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
 - ・常勤職員、非常勤職員、パート職員のうち対象者について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度
 - ・常勤職員について、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
当法人では、全ての拠点が社会福祉事業に該当するため作成を省略している。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第4様式)
当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第4様式)
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア ともり会本部拠点区分（社会福祉事業）
 - イ 特別養護老人ホームみやもり荘拠点区分（社会福祉事業）
 - ・特別養護老人ホームみやもり荘サービス区分
 - ・みやもり荘短期入所事業所サービス区分
 - ・みやもり荘デイサービスセンターサービス区分
 - ・在宅介護支援センター宮守サービス区分
 - ウ 特別養護老人ホームみやもり荘ユニット館拠点区分（社会福祉事業）
 - エ 障がい者支援施設高館の園拠点区分（社会福祉事業）
 - ・高館の園施設入所支援サービス区分
 - ・高館の園生活介護サービス区分
 - ・高館の園短期入所サービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	5,057,480	0	0	5,057,480
(基)建物	624,068,732	5,438,545	43,056,783	586,450,494
(基)定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	632,126,212	5,438,545	43,056,783	594,507,974

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	5,057,480 円
建物(基本財産)	394,726,390 円
	<hr/>
	399,783,870 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	23,936,000 円
	<hr/>
	23,936,000 円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)建物	1,565,622,200	979,171,706	586,450,494
建物	1,993,000	824,050	1,168,950
構築物	16,858,997	16,249,386	609,611
車両運搬具	30,827,050	28,524,435	2,302,615
器具及び備品	206,037,084	164,417,775	41,619,309
有形リース資産	3,788,400	902,000	2,886,400
合計	1,825,126,731	1,190,089,352	635,037,379

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

当期は徴収不能引当金について重要性が乏しいと認められるため計上していない

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併又は事業の譲渡若しくは譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

1 リース取引に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引

ア 有形リース資産の内容

電話主装置、ナースコール用 PHS 等である。

イ 無形リース資産の内容

NDソフト(ソフトウェア)である。

2 国庫補助金等特別積立金取崩額32,113,912円のうち、120,785円は消耗器具備品費等に係る取崩しである。

計算書類に対する注記（ともし会本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・有形固定資産
 - 平成19年3月31日以前に取得したもの－旧定額法
 - 平成19年4月1日以降に取得したもの－定額法
 - ・無形固定資産－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・賞与引当金
 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積もり計上している。
- (4) 消費税等の会計処理
- ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当無し

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- ・常勤職員、非常勤職員、パート職員のうち対象者について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度
- ・常勤職員について、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ともし会本部拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(Ⅹ)）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(Ⅺ)）は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	0	0	0	0
(基)建物	0	0	0	0
(基)定期貯金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

当期は徴収不能引当金について重要性が乏しいと認められるため計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（特別養護老人ホームみやもり荘拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・有形固定資産
 - 平成19年3月31日以前に取得したもの一旧定額法
 - 平成19年4月1日以降に取得したもの一定額法
 - ・無形固定資産一 定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・賞与引当金
職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積もり計上している。
- (4) 消費税等の会計処理
- ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当無し

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- ・常勤職員、非常勤職員、パート職員のうち対象者について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度
- ・常勤職員について、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 特別養護老人ホームみやもり荘拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(Ⅹ)）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(Ⅺ)）
- ア 特別養護老人ホームみやもり荘サービス区分
 - イ みやもり荘短期入所事業所サービス区分
 - ウ みやもり荘デイサービスセンターサービス区分
 - エ 在宅介護支援センター宮守サービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	0	0	0	0
(基)建物	128,684,430		11,978,098	116,706,332
合計	128,684,430	0	11,978,098	116,706,332

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	116,706,332 円
	116,706,332 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	
特別養護老人ホームみやもり荘ユニット館拠点区分	23,936,000 円
	23,936,000 円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)建物	533,398,871	416,692,539	116,706,332
構築物	10,798,700	10,635,295	163,405
車輛運搬具	14,094,572	13,264,740	829,832
器具及び備品	64,243,640	46,273,854	17,969,786
有形リース資産	3,788,400	902,000	2,886,400
合計	626,324,183	487,768,428	138,555,755

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

当期は徴収不能引当金について重要性が乏しいと認められるため計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

1 リース取引に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引

ア 有形リース資産の内容

電話主装置、ナースコール用PHS等である。

イ 無形リース資産の内容

NDソフト(ソフトウェア)である。

2 国庫補助金等特別積立金取崩額11,777,362円のうち、61,118円は消耗器具備品費等に係る取崩しである

計算書類に対する注記（特別養護老人ホームみやもり荘ユニット館拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・有形固定資産
 - 平成19年3月31日以前に取得したもの－旧定額法
 - 平成19年4月1日以降に取得したもの－定額法
 - ・無形固定資産－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・賞与引当金
職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積もり計上している。
- (4) 消費税等の会計処理
- ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当無し

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- ・常勤職員、非常勤職員、パート職員のうち対象者について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度
- ・常勤職員について、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 特別養護老人ホームみやもり荘ユニット館拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊸)）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊹)）は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	5,057,480	0	0	5,057,480
(基)建物	295,830,900	0	17,810,842	278,020,058
合計	300,888,380	0	17,810,842	283,077,538

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	5,057,480 円
建物(基本財産)	278,020,058 円
	<hr/>
	283,077,538 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	23,936,000 円
	<hr/>
	23,936,000 円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)建物	473,439,784	195,419,726	278,020,058
構築物	5,761,297	5,515,596	245,701
器具及び備品	47,547,738	43,117,852	4,429,886
合 計	526,748,819	244,053,174	282,695,645

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

当期は徴収不能引当金について重要性が乏しいと認められるため計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

1 リース取引に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引

ア 無形リース資産の内容

NDソフト(ソフトウェア)である。

2 国庫補助金等特別積立金取崩額8,699,569円のうち、59,667円は消耗器具備品費等に係る取崩しである

計算書類に対する注記（障がい者支援施設高館の園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産
 - 平成19年3月31日以前に取得したもの－旧定額法
 - 平成19年4月1日以降に取得したもの－定額法
 - ・無形固定資産－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・賞与引当金
 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積もり計上している。
- (4) 消費税等の会計処理
 - ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
 - ・常勤職員、非常勤職員、パート職員のうち対象者について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度
 - ・常勤職員について、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 障がい者支援施設高館の園拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊸)）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊹)）
 - ア 高館の園施設入所支援サービス区分
 - イ 高館の園生活介護サービス区分
 - ウ 高館の園短期入所サービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	0	0	0	0
(基)建物	199,553,402	5,438,545	13,267,843	191,724,104
合計	199,553,402	5,438,545	13,267,843	191,724,104

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)建物	558,783,545	367,059,441	191,724,104
建物	1,993,000	824,050	1,168,950
構築物	299,000	98,495	200,505
車輛運搬具	16,732,478	15,259,695	1,472,783
器具及び備品	94,245,706	75,026,069	19,219,637
合計	672,053,729	458,267,750	213,785,979

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
当期は徴収不能引当金について重要性が乏しいと認められるため計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

1 リース取引に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引

ア 無形リース資産の内容

NDソフト（ソフトウェア）である。